

長野市人事・給与制度検討委員会設置要綱

(設置)

第1 本市が新たに進める人事考課を中心とした人事・給与制度の構築及びその運用に関し、必要な事項を調査研究及び審議するため、長野市人事・給与制度検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(任務)

第2 委員会は、人事・給与制度に関する事項について調査研究及び審議し、新たな人事考課を中心とした人事・給与制度案を作成する。

2 委員会は、調査研究及び審議した結果を政策会議へ報告する。

(組織)

第3 委員会は、委員長、副委員長及び委員で組織する。

2 委員長は総務部長を、副委員長は行政改革推進局参事を、委員は次に掲げる職にある者を充てる。

総務部職員研修所長 保健福祉部保育課長 保健福祉部長野市保健所総務課長
建設部道路課長 教育委員会事務局総務課長 水道局総務課長 消防局総務課長

(任期)

第4 委員の任期は、第2の任務が終了するまでの間とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長の職務等)

第5 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6 委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員会は、委員長が必要と認めるときは、事案に関係のある者の出席を求め意見を聴くことができる。

3 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

(ワーキンググループ)

第7 委員会に、事案を調査し、整理し、及び検討するためのワーキンググループ(以下「グループ」という。)を置く。

2 グループは、委員長の指示により、事案を調査し、整理し、及び検討し、その結果を委員会に報告する。

3 グループのメンバーは、委員長が指名する。

4 グループに、リーダー1人、サブリーダー2人を置き、グループに属するメンバーの互選によりこれを定める。

5 リーダーは、グループの事務を掌理し、グループを代表する。

6 リーダーに事故があるときは、サブリーダーのうちからリーダーがあらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

- 7 グループのメンバーは、委員会に出席し、意見を述べることができる。
- 8 グループに、専門の事項を調査し、整理し、及び検討するため必要があるときは、別に委員長が指名する者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8 委員会の庶務は、総務部職員課が行う。

(補則)

第9 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 15 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。